

令和 2 年定例会
予算決算常任委員会
環境生活農林水産分科会 説明資料

◎ 議案補充説明	
1 議案第 2 号	
令和 2 年度三重県一般会計予算（環境生活部関係）	1
2 議案第 72 号	
令和元年度三重県一般会計補正予算（第 9 号）（環境生活部関係）	9
◎ 所管事項説明	
1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に 基づく報告（環境生活部関係）	12

別冊 令和 2 年度 当初予算関連資料

令和 2 年 3 月 9 日

環境生活部

(議案補充説明)

1 議案第2号 令和2年度三重県一般会計予算(環境生活部関係)

(単位:千円、%)

施策番号	施策名	令和元年度 6月補正後予算額 A	令和2年度 当初予算額 B	差引増減額 B-A	増減率 (B-A)/A
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	56,206	72,871	16,665	29.6
143	消費生活の安全の確保	96,166	73,873	▲ 22,293	▲ 23.2
151	環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり	615,446	567,621	▲ 47,825	▲ 7.8
152	廃棄物総合対策の推進	1,379,792	1,965,977	586,185	42.5
154	生活環境保全の確保	472,148	489,411	17,263	3.7
211	人権が尊重される社会づくり	407,720	398,672	▲ 9,048	▲ 2.2
212	あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	41,145	36,287	▲ 4,858	▲ 11.8
213	多文化共生社会づくり	72,057	80,757	8,700	12.1
227	文化と生涯学習の振興	1,879,907	【 1,884,190 】 1,844,028	【 4,283 】 ▲ 35,879	【 0.2 】 ▲ 1.9
当部主担当施策 計		5,020,587	【 5,569,659 】 5,529,497	【 549,072 】 508,910	【 10.9 】 10.1
(111)	災害から地域を守る自助・共助の推進	7,994	8,288	294	3.7
(112)	防災・減災対策を進める体制づくり	6,012	0	▲ 6,012	▲ 100.0
(141)	犯罪に強いまちづくり	11,845	11,197	▲ 648	▲ 5.5
(144)	医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進	370	397	27	7.3
(225)	地域との協働と信頼される学校づくり	5,116,093	5,138,722	22,629	0.4
(233)	子育て支援と幼児教育・保育の充実	1,877,810	2,925,361	1,047,551	55.8
(331)	世界から選ばれる三重の観光	83,088	83,796	708	0.9
(354)	水資源の確保と土地の計画的な利用	1,556,631	2,173,844	617,213	39.7
(411)	行政運営1「みえ県民カビジョン」の推進	62,559	85,399	22,840	36.5
他部主担当施策 計		8,722,402	10,427,004	1,704,602	19.5
施策外	人件費等	2,553,451	2,499,905	▲ 53,546	▲ 2.1
環境生活部 合計		16,296,440	【 18,496,568 】 18,456,406	【 2,200,128 】 2,159,966	【 13.5 】 13.3

注① 施策番号の()は、他部が主担当の施策です。 注②「人件費等」は、人件費・交際費・企画調整費など施策外の事業の計です。

注③ 令和2年度当初予算額の上段【 】は、令和元年度2月補正(国補正予算分)含みベースです。

令和2年度当初予算 債務負担行為（環境生活部関係）

【新規】

（単位：千円）

事 項	期 間	限度額
三重県総合文化センター受変電設備等改修工事	令和2年度～令和4年度	1,531,331
総合博物館「第30回企画展」展示ディスプレイ、パネル等製作業務委託に係る契約	令和2年度～令和3年度	2,037
総合博物館「第30回企画展」資料の輸送・展示作業業務委託に係る契約	令和2年度～令和3年度	2,577
若沖と京の美術展（仮称）開催に係る契約	令和2年度～令和3年度	15,061
三重県環境学習情報センターの指定管理に係る協定	令和2年度～令和7年度	159,970
三重県交通安全研修センターの指定管理に係る協定	令和2年度～令和7年度	196,775
四日市市大矢知町・平津町地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（覆土工ほか工事）	令和3年度～令和4年度	500,000
四日市市大矢知町・平津町地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（法面工その3工事）	令和3年度	100,000
桑名市源十郎新田地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（後期対策工事）	令和3年度～令和4年度	2,519,000
桑名市源十郎新田地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（PCB廃棄物（低濃度）処理業務委託）	令和3年度～令和4年度	1,484,000
桑名市源十郎新田地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（PCB廃棄物（高濃度）処理業務委託）	令和2年度～令和3年度	60,000
桑名市源十郎新田地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（後期対策工事現場管理業務委託）	令和3年度～令和4年度	90,000

三重県環境学習情報センター指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者の更新

平成20年4月1日から指定管理者制度を導入している三重県環境学習情報センター（以下「センター」という。）については、令和3年3月31日をもって第3期の指定期間が満了することから、指定管理者の更新に係る手続きを行います。

2 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、センターの管理について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを有効的・効果的に活用することにより、センターの効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的（役割）

センターは、県民の環境保全に関する理解を深めるとともに、県民が自発的に行う環境の保全に関する活動を推進することを目的として設置しています。

(3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

環境教育の目的は、「県民がその役割に応じて環境保全活動を自主的に行うことができる力を身につける」ことであり、県民がこれらの力を身につけることにより、行政だけではなく、多様な主体が環境保全活動に取り組む基礎となることから、センターを三重県における環境教育の中心的な拠点施設として、より専門的な観点に立った環境教育の推進をめざし、一層効果的な管理運営を図っていきます。

また、指定管理者制度を導入してからのセンターの利用状況をふまえ、実態に合わせて、休館日及び開館時間の見直しを行います。

(4) 施設の概要

ア 施設の名称	三重県環境学習情報センター（平成11年8月開設）
イ 所在地	三重県四日市市桜町3684-11
ウ 構造規模等	三重県保健環境研究所（鉄筋コンクリート造3階建）の1階に併設
展示ホール	402 m ²
エコ宣言ステージ	90 m ²
研修室	154 m ²
分析実習室	100 m ²
事務室	112 m ²

(5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、成果目標）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

- (ア) 環境保全に関する普及及び啓発に関する業務
- (イ) 環境の保全に関する研修会、講習会の実施に関する業務
- (ウ) 環境に関する情報の収集及び提供に関する業務
- (エ) 環境の保全に関する活動の促進及び交流に関する業務
- (オ) 施設等の維持管理に関する業務
- (カ) その他センターの管理運営上必要と認める業務

イ 成果目標

- | | | |
|-------------------------|-----|-----------|
| (ア) 環境教育参加者数 | 毎年度 | 32,000人 |
| (イ) 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数 | 毎年度 | 10,000人 |
| (ウ) 指導者養成を目的とした講座受講者数 | 毎年度 | 1,500人 ほか |

(6) 利用料金制採用の考え方

平成20年4月からの指定管理者制度導入と同時に利用料金制を取り入れ、現在の運営上の支障はないことから、次期指定管理を更新する上においても現行の料金制を採用します。

(7) 指定の期間（予定）

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を予定しています。

(8) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額 159,970千円（5年間）（消費税及び地方消費税を含む。）

（内 訳）毎年度 31,994千円

3 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

(1) 募集の方法

センターでは、広く民間のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募し選定する予定です。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

選定委員会は、学識及び経験、男女比などを考慮した上、弁護士、公認会計士、環境学習に関する有識者、公募により選定した施設利用代表者・地域住民代表者などによる民間委員（5名を予定）で構成することを予定しています。

(3) 審査方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果をふまえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準]

- ①事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

4 今後の日程に関する事項（予定）

令和2年5月	選定委員会委員のうち公募委員の募集
令和2年6月	選定委員会の開催（審査基準、配点表を決定） 6月定例会議へ「三重県環境学習情報センター条例」の改正議案を提出
令和2年7～8月	指定管理者の公募開始、申請受付
令和2年10月	9月定例会議へ選定過程の状況を報告
令和2年10～11月	選定委員会による審査 指定管理者候補者の選定
令和2年11月	11月定例会議へ指定管理者指定議案を提出
令和3年1～3月	指定管理者の指定、協定の締結、引継ぎ
令和3年4月	指定管理者による施設管理を開始

三重県交通安全研修センター指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者の更新

平成18年9月1日から指定管理者制度を導入している三重県交通安全研修センター(以下「センター」という。)については、令和3年3月31日をもって第5期の指定期間が満了することから、指定管理者の更新に係る手続きを行います。

2 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的(期待する効果)

県では、センターの管理について、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を活用することにより、センターの効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上及び経費の縮減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的(役割)

センターは、幼児から高齢者までのすべての県民を対象とする体系的な交通安全教育を推進することを目的として設置しています。

(3) 施設運営の基本的な方向性(運営方針)

ア 交通安全教育をより効果的、効率的に県内全域に普及させていくため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を体系的・継続的に養成し、交通安全教育を地域等に根付かせていくこと。

イ 交通事故から身を守る理論(知識)を習得した上で、その理論(知識)を実践に結びつける能力(技能)を高めるために不可欠な教育手法である参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性について周知し、利用拡大を図ること。

ウ 専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供できる県交通安全教育の中核施設として、現有施設、設備の強みを生かした団体研修特化型施設として研修受入者を増やすとともに交通安全教育の充実を図ること。

また、団体研修特化型施設とすることをふまえ、休館日の見直しを行います。

(4) 施設の概要

ア 施設の名称 三重県交通安全研修センター(平成7年5月開設)

イ 所在地 三重県津市垂水2566番地(三重県運転免許センターの4階に併設)

ウ 構造規模等

敷地面積(屋外施設)		12,821.63㎡
主な内訳	自転車コース	4,069.89㎡(平成26年3月改修)
	自動車体験コース	8,572.24㎡
	車庫	179.5㎡
延床面積(屋内施設)		1,339.00㎡
主な内訳	講習室、視聴覚室(平成27年3月改修)、シミュレータ室(平成25年3月改修)、体験学習コーナー(平成26年12月改修)、事務室、トイレ、通路	
車両等	自動車4台(トラック1、教習車2、連絡車1)、自転車48台	

エ 利用料金 無料

(5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、成果目標）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していただくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

- (ア) 交通安全に関する教育の実施に関する業務
- (イ) 交通安全に関する情報・資料の収集及び提供に関する業務
- (ウ) 施設の維持管理に関する業務
- (エ) その他管理運営上必要と認める業務

イ 成果目標

(ア) 利用者数	毎年度	6,000人以上
(イ) 指導者養成・資質向上講座受講者数	毎年度	2,000人以上
(ウ) 高齢者講習受講者数	毎年度	600人以上

※ (イ)、(ウ) は (ア) の内数

(6) 指定の期間（予定）

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を予定しています。

(7) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額	196,775千円（5年間）（消費税及び地方消費税を含む。）
（内 訳） 毎年度	39,355千円

3 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

(1) 募集の方法

広く民間等のノウハウを活用し、より一層の効果的、効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定する予定です。

なお、創造的な交通安全教育を実施していくため、指定管理開始後にスタッフが交通安全教育に関する専門研修を受講できる機会を確保するとともに、交通安全教育指導者の養成や効果的な教育プログラムの開発などについての独創的な提案に対する配点にウエイトを置くこととします。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、三重県交通安全研修センター条例第6条の2の規定に基づき、県職員以外の有識者等で構成する三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、弁護士、税理士（または公認会計士）、交通安全教育に関する有識者、施設利用者の代表（公募により選定）などによる民間委員（5名を予定）で構成することを予定しています。

(3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果をふまえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準]

- ①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

4 今後の日程に関する事項（予定）

令和2年5月	選定委員会のうち公募委員の募集 選定委員会の開催（審査基準・配点表を決定）
令和2年6月	6月定例会議へ「三重県交通安全研修センター条例」の 改正議案を提出
令和2年7月～8月	指定管理者の公募開始・申請受付
令和2年10月	9月定例会議へ選定過程の状況を報告
令和2年10月～11月	選定委員会による審査 指定管理候補者の選定
令和2年11月	11月定例会議へ指定管理者指定議案を提出
令和3年1月～3月	指定管理者の指定、協定の締結、引継ぎ
令和3年4月	指定管理者による施設管理を開始

(議案補充説明)

2 議案第 72 号 令和元年度三重県一般会計補正予算 (第 9 号)

(環境生活部関係)

【一般会計】

(単位：千円)

款	項	補正前の額	今回補正額	補正後の額
2 総務費	5 生活文化費	4,168,890	▲ 51,848	4,117,042
4 衛生費	6 環境保全費	4,781,835	▲ 147,428	4,634,407
10 教育費	8 私学振興費	6,917,702	▲ 91,474	6,826,228
合 計		15,868,427	▲ 290,750	15,577,677

令和元年度三重県一般会計補正予算（第9号）
主要項目（環境生活部関係）

別表1

※補正予算総額 ▲290,750千円

(単位：千円)

款	項	目	細事業名	補正前 の額	今回補正額	補正後 の額	補正の概要
総務費	生活文化費	総合文化センター費	総合文化センター施設保全事業費	58,047	▲ 10,181	47,866	受変電設備改修工事設計業務委託に係る入札差金等による減額
		消費生活事業費	消費者行政推進事業費	47,917	▲ 26,559	21,358	市町に対する補助所要額の執行見込み減等による減額
衛生費	環境保全費	廃棄物対策費	環境修復事業費	901,339	▲ 60,675	840,664	行政代執行の各事業の執行見込み減等による減額
		環境指導費	大気テレメータ維持管理費	119,713	▲ 23,888	95,825	大気汚染自動測定機器更新に係る入札差金による減額
			生活基盤施設耐震化等補助金	805,947	▲ 10,576	795,371	市町に対する補助所要額の執行見込み減等による減額
			浄化槽設置促進事業補助金	135,194	▲ 16,890	118,304	市町に対する補助所要額の執行見込み減による減額
教育費	私学振興費	私立高等学校等教育費負担軽減事業費	176,678	▲ 12,103	164,575	学校に対する授業料減免補助金の所要見込み減等による減額	
		私立高等学校等就学支援金交付事業費	1,697,573	▲ 76,832	1,620,741	生徒に対する就学支援金の所要見込み減等による減額	

令和元年度三重県一般会計補正予算（第9号）
繰越明許費（環境生活部関係）

別表2

【追加】

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
4 衛生費			69,926
	6 環境保全費	環境修復事業費	8,000
		水道指導監督費	61,926

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	私立高等学校等 振興補助金	学校法人 暁学園 四日市市萱生町 238 他14法人	4,664,910 (R2.6)	私立高等学校等における 経常的経費に助成する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神 に基づいた特色ある教 育の向上への支援及び 保護者の経済的負担の 軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金 等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学 校教育で大きな役割を果 たしている私立学校への 支援は重要である。	私学課	教育 費	私学 振興 費	私学 振興 費	私立学校振 興費
2	私学振興会退職 基金事業補助金	公益社団法人三 重県私学振興会 津市上浜町1丁目 293-4	128,878 (R3.2)	私立学校教職員への安定 した退職金の支給に係る 支援を行う。	(目的・理由) 私立学校教職員の退職 金事業への助成を行うこ とにより、その処遇の安 定化を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金 等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学 校教育で大きな役割を果 たしている私立学校の職 員の処遇安定化への支援 は重要である。	同上	同上	同上	同上	同上
3	日本私立学校振 興・共済事業団 補助金	日本私立学校振 興・共済事業団 東京都文京区湯 島1丁目7番5号	83,619 (R3.3)	私立学校教職員の長期共 済事業の安定した運営に 係る支援を行う。	(目的・理由) 私立学校教職員の長期 共済事業への助成を行 うことにより、その処遇の 安定化を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金 等交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
4	私立特別支援学校振興補助金	学校法人 特別支援学校聖母の家学園 四日市市波木町330-5	188,643 (R2.7)	私立特別支援学校における経常的経費に助成する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	私学課	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
5	私立専修学校振興補助金	学校法人 みえ大橋学園 四日市市浜田町13-29 他15法人	49,402 (R2.6)	私立専修学校における経常的経費に助成する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
6	私立専門学校授業料等減免補助金	学校法人 みえ大橋学園 四日市市浜田町13-29 他7法人	277,500 (R2.6)	機関要件の確認を受けた私立専門学校に在籍し、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料等の減免を行った学校法人等に助成する。	(目的・理由) 私立専修学校高等課程に通う低所得世帯の生徒の保護者の経済的負担軽減を図る。 (根拠) 大学等における修学の支援に関する法律 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 専門人材を育成する私立専修学校高等課程の修学に係る経済的負担を軽減することは重要である。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
7	齋宮跡普及・啓発活動等支援補助金	明和町 多気郡明和町馬之上945	19,357 (R2.4)	齋宮跡体験学習施設の効果的・効率的な普及・啓発事業等を展開するための経費を補助する。	(目的・理由) 齋宮歴史博物館と一体となり齋宮跡の活用事業、情報発信において重要な役割を担っている齋宮跡体験学習施設で実施する齋宮跡の効果的・効率的な普及・啓発事業等の展開を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	公共財 齋宮跡と齋宮歴史博物館、齋宮跡体験学習施設が有機的に結びつき、生涯学習の拠点として活用されることは、県民文化の向上につながるものであり、その一翼を担う公共施設(齋宮跡体験学習施設)への経費補助は公益性の高いものである。	文化振興課	総務費	生活文化費	齋宮歴史博物館費	齋宮歴史博物館費
8	浄化槽設置促進事業補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	13,308 (R3.3)	単独浄化槽や汲み取りから合併浄化槽への転換を行う者に対し、市町がその設置に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(補助率1/4~1/3・上限あり)を行う。また、市町が配管等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(1/3~1/2・上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が浄化槽の計画的な整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境保全及び生活衛生の向上に寄与する。 (根拠) 浄化槽設置促進事業実施要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済生活雑排水の汚濁の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた社会的便益に相当する分について公費負担する。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	生活排水対策費
9	浄化槽設置促進事業補助金	伊勢市 伊勢市岩渕1丁目7-29	16,410 (R3.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
10	浄化槽設置促進事業補助金	志摩市 志摩市阿児町鶴方3098-22	15,448 (R3.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
11	浄化槽市町整備促進事業補助金	紀宝町 紀宝町鶴殿324	12,107 (R3.3)	公営の事業として、高度処理型合併処理浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対して、起債の元金から地方交付税措置相当額を除いた額の1/2を県費補助する。また、市町が配管等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(1/3~1/2・上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が浄化槽の計画的な整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境保全及び生活衛生の向上に寄与する。 (根拠) 浄化槽市町整備促進事業実施要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	公共財 生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町が設置主体となって浄化槽の整備を行う。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	生活排水対策費
12	隣保館整備費補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	35,062 (R3.3)	市町が設置している隣保館における、増改築及び大規模修繕等に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する隣保館整備に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の福祉の向上を図る。 (根拠) 地方改善施設整備費補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
13	隣保館運営費等補助金	桑名市 桑名市中央町2丁目37	13,000 (R3.3)	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する隣保館における相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に要する費用の一部を補助することにより、福祉の向上及び人権課題の解決を図る。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
14	隣保館運営費等補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	14,000 (R3.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
15	隣保館運営費等補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18	20,000 (R3.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
16	隣保館運営費等補助金	津市 津市西丸之内23-1	72,000 (R3.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
17	隣保館運営費等補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	22,000 (R3.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
18	隣保館運営費等補助金	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7-29	17,000 (R3.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
19	隣保館運営費等補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	53,000 (R3.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
20	隣保館運営費等補助金	名張市 名張市鴻之台1-1	15,000 (R3.3)	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する隣保館における相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に要する費用の一部を補助することにより、福祉の向上及び人権課題の解決を図る。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
21	ポストRDFに向けた施設整備等補助金	南牟婁清掃施設組合 南牟婁郡御浜町 大字阿田和2053	13,200 (未定)	RDF製造団体がRDF焼却・発電事業から新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対して支援する。	(目的・理由) ポストRDFに向けて必要となる施設整備等を支援することにより、RDF製造団体の新たなごみ処理体制への円滑な移行に寄与する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム ごみ処理が滞ることなく、円滑に処理されることが重要であり、RDF製造団体がRDF焼却・発電事業から新たなごみ処理体制へ円滑に移行できるよう、必要となる施設整備等に対して支援する必要がある。	廃棄物・リサイクル課	衛生費	環境保全費	廃棄物対策費	「ごみゼロ社会」実現推進事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
22	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金	四日市市 四日市市諏訪町1番5号	30,000 (未定)	管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域において、住みよいまちづくりのために市町が行う道路整備、緑化事業等の基盤整備事業を支援する。	(目的・理由) 最終処分場に対する住民の理解と協力を得られやすくするために、県が支援することにより、管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域の生活環境の整備を促進する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 管理型産業廃棄物最終処分場は、健全な産業活動を維持するための必要不可欠な産業基盤であるが、従来、周辺地域のイメージに、マイナスに寄与すると捉えられている。こうした中、処分場の整備が周辺地域に与える負のイメージを払拭し、当該地域が環境面でも十分配慮された地域となるよう、生活環境の整備が必要である。	廃棄物・リサイクル課	衛生費	環境保全費	廃棄物対策費	廃棄物適正処理推進事業費

交付決定実績調書(7,000万円以上)

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	課(室)名	備考
1 (24)	隣保館運営費等補助金 (R元年度予算)	津市 津市西丸之内23-1	72,200	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する隣保館における相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に要する費用の一部を補助することにより、福祉の向上及び人権課題の解決を図る。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	(政策) 人権の尊重と多様性を認め合う社会 (施策) 人権が尊重される社会づくり (目標) 人権が尊重されるまちづくりの推進	市町の人権啓発等の拠点である隣保館の事業を円滑に進めるための支援としては、経常経費にかかる補助金の交付が適当である。	人権課	

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
23	海岸漂着物等対策事業補助金	四日市港管理組合 四日市市霞2丁目1-1	23,860 (R2.4)	環境省の地域環境保全対策費補助金を財源として、市町等(一部事務組合を含む。)における海岸漂着物に係る問題を解決するための事業(海洋ごみの回収・処理及び発生抑制対策に係る事業)に必要な経費に対し、補助金を交付する。	(目的・理由) 海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進する。 (根拠) 地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 海岸漂着物により住民の生活や経済活動に支障が生じているが、発生源(原因者)を特定することができないため、海岸漂着物対策費について公費負担する。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	水環境保全対策費
24	同上	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3丁目1-1	20,779 (R2.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
25	生活基盤施設耐震化等補助金	津市 津市殿村5	30,608 (R2.6)	市町等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援するため、これらの施設整備に要する経費に対し、国交付金を財源とした補助を行う。	(目的・理由) 市町等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。 (根拠) 水道法 生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム 水道は災害時においても給水することが求められている重要な社会インフラであることから、耐震化等の取組を支援する必要がある、公共性がある。	同上	同上	同上	同上	水道指導監督費
26	同上	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7-29	57,500 (R2.6)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
27	同上	松阪市 松阪市殿町1340-1	103,333 (R2.6)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
28	生活基盤施設耐震化等補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目 18-18	96,450 (R2.6)	市町等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援するため、これらの施設整備に要する経費に対し、国交付金を財源とした補助を行う。	(目的・理由) 市町等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。 (根拠) 水道法 生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム 水道は災害時においても給水することが求められている重要な社会インフラであることから、耐震化等の取組を支援する必要がある、公共性がある。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	水道指導監督費
29	同上	鳥羽市 鳥羽市大明東町 1-6	20,000 (R2.6)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
30	同上	志摩市 志摩市阿児町鶉 方3098-22	30,000 (R2.6)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
31	同上	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	87,500 (R2.6)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
32	同上	菰野町 三重郡菰野町潤 田1250	11,666 (R2.6)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
33	同上	度会町 度会郡度会町棚 橋1215-1	45,000 (R2.6)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
34	同上	南伊勢町 度会郡南伊勢町 神前浦15	12,500 (R2.6)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

21